

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月25日は39万6,000円、同年12月25日は54万2,000円、17年7月25日は41万2,000円、同年12月25日は56万8,000円、18年7月25日は43万4,000円、同年12月25日は58万8,000円及び19年7月25日は44万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月25日
② 平成16年12月25日
③ 平成17年7月25日
④ 平成17年12月25日
⑤ 平成18年7月25日
⑥ 平成18年12月25日
⑦ 平成19年7月25日

私は平成12年1月24日からA事業所に勤務しているが、ねんきん定期便の記録では、申立期間に支給された賞与の記録が漏れていた。

その後、申立事業所は申立期間について厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額は、保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

しかしながら、事業主が保管している平成16年7月から19年7月までの所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は申立期間に事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支払額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

事業主が保管している平成16年7月から19年7月までの賃金台帳により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは高額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与支払額から、平成16年7月25日は39万6,000円、同年12月25日は54万2,000円、17年7月25日は41万2,000円、同年12月25日は56万8,000円、18年7月25日は43万4,000円、同年12月25日は58万8,000円及び19年7月25日は44万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に賞与支払届を提出していなかったとして新たに届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月25日は32万2,000円、同年12月25日は44万3,000円、17年7月25日は33万8,000円、同年12月25日は46万8,000円、18年7月25日は36万円、同年12月25日は48万9,000円及び19年7月25日は37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月25日
② 平成16年12月25日
③ 平成17年7月25日
④ 平成17年12月25日
⑤ 平成18年7月25日
⑥ 平成18年12月25日
⑦ 平成19年7月25日

私は平成15年2月1日からA事業所に勤務しているが、ねんきん定期便の記録では、上記申立期間に支給された賞与の記録が漏れていた。

その後、申立事業所は申立期間について厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、既に2年以上が経過していたため厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額は、保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

しかしながら、事業主が保管している平成16年7月から19年7月までの所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は申立期間に事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支払額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

事業主が保管している平成16年7月から19年7月までの賃金台帳により、申立人は申立期間において、賞与支払額に基づく厚生年金保険料と同額あるいは高額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与支払額から、平成16年7月25日は32万2,000円、同年12月25日は44万3,000円、17年7月25日は33万8,000円、同年12月25日は46万8,000円、18年7月25日は36万円、同年12月25日は48万9,000円及び19年7月25日は37万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に賞与支払届を提出していなかったとして新たに届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和42年から平成10年までB社(現在は、C社)に勤務した。その間、昭和45年9月1日に系列会社のA社に異動し、47年9月1日に系列会社のD社に異動した。

しかし、年金事務所の記録をみると、昭和47年8月1日から同年9月1日までが未加入期間となっている。

私は、B社に継続して勤務し、申立期間は系列会社間で異動しただけであり、未加入期間が生じることはないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の回答及び同社系列会社のA社で社会保険関係事務を担当していた当時の同僚証言から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し(A社から系列会社のD社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の申述内容等から昭和47年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人の被保険者原票に昭和47年8月の標準報酬月額が10万4,000円に変更された記録があることから、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は不明としているが、申立人の厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の被保険者記録は一致しており、社会保険事務所(当時)と公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和19年10月1日、同資格喪失日は、21年12月*日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年12月13日まで

私は、A社B所に昭和17年頃から二男を出産した日の21年*月*日まで勤務していたのに同社の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿等によると、資格取得日は昭和19年6月1日と記載されているものの、資格喪失日の記載は確認できない。

また、昭和19年6月1日に申立事業所に対して126人の厚生年金保険記号番号が払い出されているが、72人の資格喪失日が確認できず、社会保険事務所(当時)の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の記録管理が適切であったとは言い難い。

さらに、申立人は、申立事業所を退職した経緯について、「二男を出産する少し前に夫はC社D工場からE工場に転勤となったが、自分は仕事もあり、また、出産間近でもあったため夫は単身赴任となった。その後間もなく二男を出産したが、仕事内容が事務であったため、出産当日まで会社に行っていた。出産後は会社に行っていない。」と詳細に記憶しており、夫の転勤日(昭和21年11月*日)及び二男の出生日(昭和21年*月*日)から判断すると、申立人の供述内容に不自然な点は無い。

なお、厚生年金保険法(昭和19年2月16日法律第21号)附則第1条及び

第3条の規定により、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法施行に伴う準備期間であることから、被保険者期間として算入されず、保険料の徴収は準備期間を置いた後の同年10月1日からとされており、年金給付の対象期間は同日からとされる取扱いとなっている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、同資格喪失日は、21年12月*日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿等の記録から、70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち平成11年1月、同年3月から同年5月までの期間、同年8月から同年11月までの期間、12年9月、同年10月、13年1月から14年5月までの期間、同年7月、同年8月及び同年10月から同年12月までの期間は12万6,000円、15年1月から同年4月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月1日から15年5月1日まで

私のA社に係る平成2年4月1日から15年9月16日までの厚生年金保険被保険者記録のうち、10年3月1日から15年5月1日までの標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に比べ低額となっている。

平成10年3月頃に不況のため2か月間程度、給与が減額されたことはあったが、提出した給料支払明細書等のおり、その後すぐに元の額が支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及び源泉徴収票により、申立期間のうち平成11年

1月、同年3月から同年5月までの期間、同年8月から同年11月までの期間、12年9月、同年10月、13年1月から14年5月までの期間、同年7月、同年8月及び同年10月から同年12月までの期間は12万6,000円、15年1月から同年4月までは22万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成12年3月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と同額であること、並びに14年6月及び同年9月については、源泉徴収票から算出した各月の報酬月額に見合う標準報酬月額が、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額より低額であることから、当該期間は特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち平成10年3月から同年12月までの期間、11年2月、同年6月、同年7月、同年12月から12年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年11月及び同年12月については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す関連資料（給料支払明細書等）は無く、同僚に照会したが回答は得られない上、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成10年3月から同年12月までの期間、11年2月、同年6月、同年7月、同年12月から12年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年11月及び同年12月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年1月から14年9月までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、26万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正前の20万円とされているが、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったことが認められることから、当該記録を取り消し、上記期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月から21年3月までの標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、14年10月から15年8月までは28万円、同年9月から16年8月までは26万円、同年9月から17年8月までは28万円、同年9月から18年8月までは26万円、同年9月から20年8月までは28万円、同年9月から21年3月までは26万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、14年10月は訂正前の20万円、同年11月から21年3月までは訂正前の13万4,000円とされているが、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち、14年10月から21年3月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から21年4月1日まで

私は、昭和63年5月からA社に勤務しているが、平成13年1月からの厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低額となっている。

平成13年1月から21年3月までの標準報酬月額を本来の金額に訂正して

ほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成13年1月から14年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初26万円と記録されていたところ、14年5月2日付けで20万円に引き下げられていることが確認でき、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年5月2日付けで当該期間に係る標準報酬月額が26万円に記録訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20万円）となっている。

また、申立事業所は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたが、申立事業所に係る滞納処分票において、事業主が、平成14年4月17日に社会保険事務所に出向き、滞納額を減少させることについて相談し、これに対し、社会保険事務所が13年1月に遡って標準報酬月額を引き下げる届出を行うよう指導していることが確認できる。このことについて、申立事業所は、「社会保険事務所の提案及び指導を受けて、遡及して標準報酬月額を減額することに応じた。」としている。

これらを総合的に判断すると、平成14年5月2日付けで行われた訂正処理は事実に即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の13年1月から14年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間のうち、平成14年10月から21年3月までの標準報酬月額について、当初、14年10月は20万円、同年11月から21年3月までの期間は13万4,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年5月2日に14年10月から15年8月までは28万円、同年9月から16年8月までは26万円、同年9月から17年8月までは28万円、同年9月から18年8月までは26万円、同年9月から20年8月までは28万円、同年9月から21年3月までは26万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26万円又は28万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13万4,000円又は20万円）となっている。

申立人の申立期間における報酬月額や厚生年金保険料の控除額は申立事業所が保管する賃金台帳により確認できるところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源

泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年10月から21年3月までの期間については、申立事業所が保管する賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は給与の総支給額から26万円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月及び同年8月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年3月
② 平成10年8月から11年3月まで

私は、再就職した日（平成11年10月1日）の前月に未納となっていた国民年金保険料を全て納付した。その際、納付したA市B区役所の窓口で未納は無いことを確認したので安心していった。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間が未納となっており納得できないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年9月に申立期間の国民年金保険料をA市B区役所で納付したとしているが、納付したとする同年9月の時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は既に過年度保険料であり、現年度保険料の納付窓口である同区役所で納付することはできない。

なお、申立人は、当該過年度保険料の納付が可能であった金融機関（区役所内の金融機関の出張所を含む。）又は社会保険事務所（当時）の窓口では納付した記憶が無いと供述していることから、申立人が過年度保険料を納付した事情はうかがえない。

また、オンライン記録により、申立人は平成11年9月28日に同年4月から同年9月までの現年度保険料を一括して納付していることが確認できることから、申立人が、未納分を納付したとする記憶は、当該期間の保険料であった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から62年2月まで

私は、A市で勤めていた会社を退職した後、B市の友人宅に居候し、失業手当を受給しながら生活していた。その後、アルバイトを始め、両親や友人に相談して国民年金保険料を納付することにした。

どこの役所か忘れたが加入手続をした時に未納期間の国民年金保険料は、毎月の国民年金保険料に上乗せして納付すれば大丈夫だと言われ、一年くらいは多めに納付した記憶が有る。お金が無い時期で苦勞して納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者等の資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、昭和61年2月又は同年3月頃と推認され、当該時点では、申立期間のうち、少なくとも60年9月から同年12月までの国民年金保険料は納期限が経過していたものと考えられることから、当該期間の国民年金保険料を毎月の国民年金保険料に上乗せした場合、国民年金の月額保険料を分割して納付することは制度上できないため、納付金額は1万3,480円、又は1万3,840円となり、申立人の「当時、一度に1万円以上の保険料を納付した記憶は無い。」としている申立内容と相違する。

また、申立人は、「国民健康保険料の納付状況については覚えていないが、病気になったら困るので、両親や友人に相談して国民健康保険にも加入していた。」としているが、申立期間当時の申立人の住所地を管轄する区役所は、「申立人の国民健康保険の加入記録については、保存年限経過のため確認できない。毎月の国民健康保険料の分割納付については、現在も「内入れ」という制度が有り、申立期間当時も相談があれば対応していたと思われる。」と回答してい

ることを踏まえると、申立人は、国民健康保険料を納付したことと国民年金保険料を納付したことを混同している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月及び同年4月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、申立人の同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月及び同年4月
② 昭和47年5月

私は、老後の生活のため、A市役所本庁で国民年金の加入手続をしており、昭和47年3月に国民年金の被保険者資格を喪失したことは無く、申立期間を含め加入期間の国民年金保険料は全て納付したはずである。

私の国民年金手帳（2冊目）には、昭和47年3月及び同年4月の保険料は46年4月15日に前納していることが記載されており、当該期間に係る保険料が還付された記憶は無い。また、47年5月の保険料の欄には「保険料不要」の押印があるが、納付不要の理由は無く、申立期間の保険料は納付している。

さらに、別の国民年金手帳（3冊目）には、「資格取得日：昭和36年2月18日、資格喪失日：昭和51年3月1日、種別：任意」と記載されており、申立期間①及び②も被保険者であったとされている。

申立期間①の国民年金保険料は還付されておらず、申立期間②の保険料は納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する2冊目の国民年金手帳（昭和42年4月1日発行）及び申立人の国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、昭和36年2月18日に国民年金に任意加入後、47年3月1日に被保険者資格を喪失し、同年6月19日に再度、資格を取得（任意加入）していることが記載されていることから、申立期間①及び②は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、前述の国民年金手帳の昭和47年5月の保険料納付欄に押されている「保険料不要」の印は、同年6月欄の同年6月19日付け検認印と同じ朱色で押されていることが確認できることから、二つの印は同時に押された可能性がうかがわれ、申立人が同年6月19日に資格取得の手続きを行い、同年6月の国民年金保険料を納付した際、申立人が同年3月1日に資格喪失していたことが確認できたことから、申立期間②は未加入期間となるため、保険料の納付が不要であることを示したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳の昭和47年3月の欄には、「還付 47.3～47.4 まで900円」、「47.10.12」及び「喪失」と具体的に記載されているところ、当該金額は当時の申立期間①の国民年金保険料額と一致していることなどから、社会保険事務所（当時）では、申立人が申立期間①の保険料を納付後、47年3月1日に被保険者資格を喪失したことを確認したため、同年10月12日に還付決定したものと考えられ、当該還付処理及び記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①の国民年金保険料の還付を疑わせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの期間、62年6月から63年3月までの期間、及び同年6月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年12月から61年3月まで
② 昭和62年6月から63年3月まで
③ 昭和63年6月から平成3年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は、A金融機関において口座振替又は現金で納付したと思う。申立期間の国民年金保険料が未納の記録とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人はA金融機関において口座振替又は現金で国民年金保険料を納付したとしているところ、同金融機関は、「申立人が保有する2口座に係る貯金元帳を調査したところ、申立期間において国民年金保険料を納付している状況を確認することはできなかった。」としている。

また、B市の国民年金被保険者名簿によれば、同期間に係る保険料は未納であり、オンライン記録と一致している。

2 申立期間①及び②について、オンライン記録により、申立期間前後の保険料の納付日が確認できる昭和62年4月、同年5月、63年4月及び同年5月の納付日は申立人の両親の納付日と同一日であることが確認できるところ、申立人と同居の両親の国民年金保険料も未納であることが確認できる。

3 申立期間③について、A金融機関は、「平成元年1月から同年8月まで、及び同年12月に係る国民年金保険料納入書（控）を保存しているが、この中に申立人のものは見当たらなかった。」としている。

また、オンライン記録によれば、申立人の父親は申立期間③のうち、昭和

63年6月から平成元年3月までの保険料を2年6月7日に過年度納付しており、申立人の母親も元年8月から2年12月までの保険料を3年9月2日に過年度納付している上、申立人の母親の昭和63年6月から平成元年7月までの保険料は未納となっているところ、申立人の母親は、「申立人と父親は漁業をしていて、仕事が順調でない時は、建設関係の仕事をしていた時期もあったと思う。」としていることを踏まえると、定期的な保険料納付が困難であったことがうかがえる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和54年6月から56年3月まで

私は、昭和54年12月にA社に勤め始めた。当初はB職見習いだったので給与が月に5万円程度しかなく、度々督促状がきていた国民年金保険料を納付できないでいたが、1年ぐらいいして給与が10万円近くなったので保険料を納付することにした。加入手続の後、送られてきた納付書には未納期間分の保険料も含まれており驚いたが、56年1月又は同年2月頃にC区役所の1階で男性職員に未納期間分の保険料も含めて納付し、領収書をもらった記憶がある。私の記録が無いのは収納した男性職員が着服したのではないかと思っている。納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年1月又は同年2月頃に未納分を含む全ての国民年金保険料を区役所の窓口で納付したと申し立てしているところ、申立人の主張する納付時期に納付したとしても、申立期間のうち、54年6月から55年3月までの保険料は過年度保険料となるため、制度上、区役所の窓口では納付できない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和57年1月又は同年2月頃と推認され、当該時点では、申立期間のうち、少なくとも54年6月から同年9月までの国民年金保険料は時効のため納付できない。

さらに、申立人は、当時の経済状況から納付金額が10万円以上であれば納付していなかったと思うとしているところ、昭和57年1月に加入手続を行った時点で、納付可能な期間の国民年金保険料を全て納付した場合の納付金額は10万円を超えることから、申立人の主張と相違している。

加えて、申立人に係るD市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未

納期間とされており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から平成3年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から平成3年12月まで

私は、平成3年1月に就職し、しばらくしてから自分で役場に年金手帳を持参し、国民年金に加入したことを記憶している。

その後、平成4年5月か6月頃にA社会保険事務所(当時)からはがきが届き、公民館で国民年金保険料の納付についての説明会を行うとのことであった。母が、私の代理で公民館へ行き、申立期間の保険料を一括で納付することになり、翌日、役場の会計窓口で納付してくれたのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録による前後の被保険者の資格取得日から、平成4年1月頃に払い出されたものと推認できるが、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したとする同年5月時点においては、申立期間のうち2年3月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親から申立期間の保険料として約30万円をまとめて納付したと聞いたことがあるとしているが、当該期間に係る保険料額は、45万1,600円であり、申立人の主張と相違している。

さらに、申立人に係るB町役場が保管する国民年金被保険者名簿の納付記録欄には申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から50年3月まで

申立期間のうち、昭和46年5月から49年3月までの期間について、私が20歳になる少し前に、近所に住む女性の集金人が自宅に来て、「20歳になったら、全員国民年金保険料を支払わなくてはいけない。」と言われた。当時、奨学金をもらって大学に通っており、その奨学金を全額母親に渡していたので、母が、「この中から支払うことにするね。」と言って、集金に来た女性に、両親と私の分を納付していたと記憶している。

また、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間については、勤務していたので、給与の中から生活費（国民年金保険料を含む）として2、3万円を母親に渡して、保険料を集金人に納付してもらっていたと記憶している。申立期間後は、別の部署で勤務していたが、この間は納付済みと記録されており、勤務した3年のうち、1年を納付していないとは考えられない。

世間づきあいも良く、地域の人たちに信頼されていた両親が、近所の人が集金に来られるのに、自分たちの保険料だけを納付し、私の保険料を納付しなかったとは考えられないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日及び日本年金機構A事務センターの回答から昭和50年4月頃に払い出されたものと推認でき、当該手帳記号番号の払出時点では申立期間のうち46年5月から47年12月までの期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金に来た女性を通じて納付

したと申し立てているところ、上記の払出時点において、申立期間のうち昭和48年1月から49年3月までの期間に係る保険料は過年度保険料となり、制度上、市町村で納付することはできない上、B市は、「納付組織を経由して過年度保険料を納付することはできない。また、国民年金保険料徴収簿を保管しているが、昭和46年度から49年度については申立人の名前は無く、50年度から52年度には申立人の名前がある。徴収簿に名前が記載されていないということは、納付組織による保険料納付は行われていないと考えられる。」としている。

さらに、国民年金被保険者台帳及びB市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿における申立期間に係る納付記録欄は、未納と記録されており、オンライン記録と一致する上、申立人は、「今までに交付された国民年金手帳は、現在所持している1冊しか交付されていないと思う。」と供述しており、氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、「申立期間に係る保険料納付は、母親が行っていた。」と供述しており、申立人自身は申立期間に係る保険料納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親も既に死亡しているため保険料の納付状況については明らかでない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から同年8月まで

私は、申立期間当時、結婚して夫の扶養となっていたが、申立期間の納付書が私の実家に届いたので、A社会保険事務所(当時)に納付に行ったのをはっきり覚えている。

しかし、申立期間が未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、納付書がB市の実家に送付されたと述べているところ、申立人の戸籍の附票によると、昭和58年12月18日にC市D区に転居していることが確認できることから、C市又はA社会保険事務所が申立期間の納付書を転居前の住所地であるB市の実家に送付したとは考え難い。

また、申立人は、昭和60年9月30日にC市E区に転居していることが確認できるところ、オンライン記録によると、昭和61年8月11日に、当該時点で時効が成立していなかった59年7月及び同年8月の過年度保険料の納付書が作成された記録が確認できることから、当該納付書作成時点では、申立期間のうち、同年7月及び同年8月は未納期間として取り扱われていたものと考えられるとともに、同年4月から同年6月までの期間については、時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、C市が保管する申立人に係る同市D区における国民年金被保険者名簿の備考欄に、「59. 1～3月 59. 12. 26納付」と記載されており、昭和59年1月から同年3月までの保険料が同年12月26日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人がA社会保険事務所で納付したとしている保険料は、当該期間に係る保険料である可能性もうかがえる。

加えて、C市が保管する申立人に係る同市D区及び同市E区における国民年

金被保険者名簿は、いずれも申立期間は未納となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 47 年 12 月まで
② 昭和 48 年 2 月から平成 13 年 1 月まで

私は、申立期間①はA社（現在は、B社）で勤務、申立期間②はC事業所で勤務していたが、年金事務所に記録されている標準報酬月額が誤って低く記録されていると思うので、調査の上、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、年金事務所に記録されている標準報酬月額が誤って低く記録されていると申し立てているが、申立事業所において申立人と同じ時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚7人について年金事務所の記録により申立期間の標準報酬月額を確認したが、申立人の標準報酬月額と大きな差はみられない上、申立人を含めいずれも標準報酬月額の推移に特に不自然な点は見当たらない。

また、申立事業所の提出した厚生年金保険被保険者資格取得届による昭和37年4月（資格取得時）の標準報酬月額及びD企業年金基金が保管している申立人の基本情報による45年4月から47年12月までの期間の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間①に係る給与明細書を所持しておらず、申立事業所は上記の厚生年金保険被保険者資格取得届以外の資料は保管していないことから、申立期間①に係る給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額は確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、年金事務所に記録されている標準報酬月額が誤って低く記録されていると申し立てているが、申立事業所において申

立人と同じ時期に勤務していた同僚3人について年金事務所の記録により申立期間における標準報酬月額を確認したが、申立人の標準報酬月額と大きな差はみられない上、申立人を含めいずれも標準報酬月額の推移に特に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間②のうち申立事業所が提出した平成3年1月から13年1月までの賃金台帳により、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額が控除されていることが確認できる。なお、申立人が提出した10年1月及び同年4月から13年1月までの給与明細書の記載内容は申立事業所が提出した賃金台帳の記載内容と一致している。

さらに、申立期間②のうち昭和48年2月から平成2年12月までの期間については、申立人は給与明細書を所持しておらず、申立事業所も賃金台帳を保管していないことから、当該期間の給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額は確認できない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において、申立人の主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 18 日から同年 3 月 18 日まで

私は、申立期間当時、通っていたA学校の卒業前にB社に就職が決まり、卒業式の数日又は2週間ぐらい前から入社研修のため勤務し、研修期間に事務処理の練習として自分の社会保険の届出をしたことを記憶している。

また、私の厚生年金保険の加入時期は研修が始まった時期からと記憶しており、私の年金手帳には、厚生年金保険の資格取得日は昭和 38 年 2 月 18 日と記載されているのに、年金事務所の記録では資格取得日が同年 3 月 18 日となっている。

申立期間も厚生年金保険に加入し、保険料も控除されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に在籍していたA学校の当時の学校長は、「当時、就職が決まっていた生徒は、卒業式直前の数日から1、2週間程度学校を休ませ就職先にアルバイトに行かせていた。卒業式の日に登校し、そのまま就職させるようにしていた。」と供述しており、申立人の供述と一致している。

しかしながら、前述の学校長は「アルバイト時期は卒業式直前であり、卒業式から1か月も前に行かせることは無い。また、昭和 37 年度生の卒業式は昭和 38 年 3 月 17 日に行った。」と供述しているところ、同学校から提出された学籍証明書により、申立人の学籍期間は、昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 17 日までであることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人が申立事業所に最初に勤務したのは 38 年 3 月上旬頃と推認され、同時期から申立事業所に研修に行ったものの、厚生年金保険に加入したのは卒業式の翌日の同年 3 月 18 日であったと考えるのが自然である。

また、申立事業所において昭和38年3月18日に資格を取得した申立人を含む4人の厚生年金保険被保険者番号は、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、同年4月3日に連番で払い出されていることが確認できる上、同記号番号払出簿の申立人の資格取得日は申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致しているなど不自然な点は見当たらず、申立人が所持する3制度共通の年金手帳は、49年11月以降に発行されたものであることを踏まえると、当該年金手帳を作成・交付する際に厚生年金保険の資格取得日の記載を誤ったものと推認される。

さらに、申立事業所の事業主の妻は、申立事業所は既に倒産し、事業主も死亡している上、申立期間当時の関係資料は残っておらず、詳細は不明であるとしており、申立人が申立事業所で一緒に勤務していた事務担当者に聴取しても、申立人の勤務開始時期及び厚生年金保険加入時期に係る具体的な供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間において申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 2 月 15 日まで

私は、昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 2 月 14 日までの間、A 事業所で事務の仕事に従事しながら、B 県立 C 高等学校の定時制に通っていたが、同校卒業と同時に D 市に転居するため、同事業所を退職した。

脱退手当金が支給されたとする昭和 36 年 4 月 7 日には D 市に居住しており、脱退手当金を現金で受け取った記憶は無い上、当時、銀行口座も持ち合わせていなかったため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 4 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 2 月 14 日の前後 2 年以内に資格を喪失した 10 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 人に脱退手当金の支給記録があり、その全員が資格喪失日から約 2 か月以内に支給決定が行われていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、同名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 1 日から 58 年 2 月 1 日まで

私の夫は、昭和 50 年 4 月 25 日にA社に入社し、平成 21 年 4 月 30 日まで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間が未加入期間となっており、納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が昭和 50 年 4 月 25 日にA社に入社し、平成 21 年 4 月 30 日まで継続して勤務していたとしているところ、雇用保険の被保険者記録により、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月 1 日から 56 年 12 月 31 日まで「B 事業所C」に勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所は、「Cは申立人の兄であり、申立期間当時、申立人は、兄と一緒に仕事をしていた。その後、申立人から、子供が生まれるので健康保険があった方が良いので、復職したいと希望があり、再雇用した。また、初回の入社後に時期は不明であるが、申立人の勤務日数が減ったため社会保険を外したことがある。」としている。

さらに、申立人の妻の国民年金の被保険者記録を見ると、当初、昭和 53 年 3 月から 61 年 3 月まで国民年金の強制被保険者として加入していたところ、60 年 11 月 5 日付けで 58 年 2 月 1 日に強制加入被保険者の資格を喪失し、同日付けで任意加入被保険者の資格を取得している記録に訂正が行われていることが確認できることから、申立人が申立事業所に復職し、58 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を再取得したことにより、申立人の妻の国民

年金の被保険者種別の変更の届出を行ったものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。